

## 第 75 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 8 月 3 日（金） 10：00～15：10

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員  
〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官  
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 19：火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）自治事務であり、通知は技術的な助言にすぎないということで、民間事業者による火葬場の経営が可能というのはありがたいと思うが、それを何かしら公にさせていただくことは可能か。

（厚生労働省）改めてお示ししなくても、実際に自治事務であり、既に通知も国の技術的助言となっているので、可能というように解釈していただいて結構であるし、地方公共団体から問い合わせがあれば同じように答えさせていただくということで担保できる。

（高橋部会長）実際に提案という形で照会があったので、回答として Q&A のような形で、通知は技術的な助言であるから留意してもらえれば構わないという形で公にすることはできないか。

（厚生労働省）技術的助言の通知について、その度ごとにお示しするかどうかはいろいろ判断があると思うが、どういう形がとれるかは考えさせていただく。

（高橋部会長）実際にこれから、こういう例が結構増えてきた時に、厚生労働省として懸念がある場合は、例えば条件として、経営的な継続性を証するような書面を出してくれることを求めることが望ましいとか、料金については近隣と著しい非均衡がないようにすることが望ましいとか、留意事項を地方公共団体にお示しいただくという事はあり得ないか。

（厚生労働省）技術的助言は、基本的に非営利性とか持続性が大事ということで例示を出していて、宗教法人や公益法人以外の場合について、国が留意事項を示すことは、地方公共団体の裁量を縛るため、それはどうかという懸念があるので、そういうものを出すかどうかは検討させていただく。

（高橋部会長）地方公共団体の裁量を縛らないような形でお願したい。

（厚生労働省）考え方として、具体的に示すことは一般的にあり得ると思うが、国が色々と見解を示すことがどうなのか、ということもあるので、検討したい。

（高橋部会長）理解した。次に、協議会の法制化は不要だという話について、連携を進める上で、協議会設置のルールをしっかりと定めて推進するという方向が最近の流れで、貴省管轄で言えば下水道法などにあるような、世の中は様々な形で団体が協議するというのがトレンドだと思う。是非火葬場についても同じような考え方をとっていただくと、連携が進むかなと思うが、いかがか。

（厚生労働省）分野によって若干違うと思われる。例えば、上水道とか下水道であれば法制化が必要ということで検討された。この分野についても連携を進めることを否定はしておらず、良いことだと思うが、今の時点で法律改正をしてまで進めなくても、できないというような話ではないと思っている。

（高橋部会長）進めるために連携をぜひお願したい。

（厚生労働省）促進するという事を法律として規定して求めていくかということ、現時点でもできないわけではないので、積極的に行ってくださいということで理解願いたい。

（高橋部会長）法律改正提案については地方分権改革推進室も積極的な協力ができると思うが、いかがか。

（厚生労働省）現時点では、法律に規定するまでもなく進めていただければ十分という考え方であるので、御理解いただきたい。

(伊藤構成員) 協議会の設置を墓地、埋葬等に関する法律の改正で法制化するという提案の中には、どのような運営方法が良いかを自由な立場で議論し、その上で、協議した結果については、法令上の尊重義務を課すというような形で、柔軟であり、かつ、より緊密な連携を持ちたいというのが提案団体の趣旨であり、地方自治法上の仕組みはちょっと重いのだと思われる。仮に墓地、埋葬等に関する法律の中に協議会という仕組みをつくっていただければ、下水道法や現在改正案が出ている水道法のような仕組みがとれないかということなのだが、法的対応が難しいという意見なのか。

(厚生労働省) 対応が難しいというよりも、技術的、物理的にはあり得るということだと思われる。法律を改正すれば良いだけであるが、この分野については、今の段階でできることを行っていけば十分できるのではないかというのが当方の見解である。

(伊藤構成員) これから、このような運営主体の多様化が求められて、かつ広域的な対応が求められていくというニーズはあると思われるので、今の時点で将来を見据えて御対応いただきたい。

(勢一構成員) 今回、提案募集という形で、広域化などを進めたいという思いで地方公共団体から提案が行われたと理解している。今の国側の認識としては、法律の規定を置かなくても今の規定のままで進めていただければ良いとのことだが、実際に地方公共団体の現場で、提案団体以外に、提案のニーズがどのくらいあるかということについては、何か把握しているか。

(厚生労働省) ニーズとしては把握していない。墓地、埋葬等に関する法律に定義するか、しないかに関わらず、今の段階で協議会の設置は自由にできるのではないか。

(勢一構成員) 今の段階で協議会の設置は自由にできるから問題ないということ、現状として把握しているのかをお尋ねしたい。

(厚生労働省) ルール上問題ないので、当方としても現状を把握するにもしようがない。協議会をつくって自由に進めていただければ良い。

(小早川構成員) 物の考え方としては、技術的助言において、こういうことが大事であるということを示していて、地方公共団体もそのことは理解しており、この技術的助言をしっかり尊重して行っているということだと思われる。一方で、地方公共団体においては、今のままで持続できない、だから、広域化するなり民間の力を借りるなりという新しい体制に持っていきたいのだけれども、それを個別の地方公共団体の判断で行うことが難しいところに支障があり、広域化というのはまさにその一つである。その辺のレールの切り替えを行うのに、一定の客観的な仕組みを用意したい、用意した上で、技術的助言との間のバランスをとりながら、新しい方向へ踏み出していきたい、ということだと思われる。そのため、この提案は両方セットになっているのだと思う。技術的助言を示しながら、これから外れることは自由ですというだけでは、地方公共団体の声に応えていないということになるのではないか。全体の問題の構造はそういうことだと思われる。

(厚生労働省) 自治事務なので、地方でしっかり考えて取り組んでくださいというのが、余り外れているとは思わない。Q&A という話もあり、そういうものをどのように考えるかということは1つの宿題だが、法律を改正してまで大きく枠組みというか、新たな規定を設けるということがなくても、今でもできるのではないかという我々の考え方は変わらない。

(高橋部会長) 広域化というのは、火葬場について課題ではないのか。

(厚生労働省) 永続性とか安定性という考え方から一つの主眼として広域化という考え方は、否定していない。

(高橋部会長) 火葬場経営は今のままで持続可能なのか。

(厚生労働省) それを法改正してまでどうするかということ、今の段階ではそうではないと考えている。

(高橋部会長) この辺のニーズについて、次回までに把握することはできないか。他の団体でそのような需要がないかどうか、確認していただくということは考えられないか。

(厚生労働省) ニーズというのがよくわからないのだが、こういうことがあるということを提案団体も含めて確認する。

(高橋部会長) 関係者を巻き込んでやりたい場合に、地方自治法上の協議会では重く、とても大変であるが、何の手がかりもないところで協議会の設置と言われても難しいところがあり、予め地方公共団体それぞれのニーズを把握しておく必要がある。

(厚生労働省) 問題ないというところは問題ないので、問題であるというところをどのように考えるかとい

う話と考える。現状、法改正を行わずとも協議会を設けることができるのに、法改正する必要性を把握するために、提案団体のヒアリングも含めて検討させていただきたい。

(高橋部会長) ニーズを把握していただきたい。その上でまた意見をいただく。

<通番 20：介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 調査をいただけるということで、大変ありがたいと思う。その上で、調査の実施に当たって中立・公正性の確保をどのような方法で調査されるのか、調査方法やスケジュールの概要についていかがか。

(厚生労働省) 例えば認定調査員を市町村が直接実施する場合に、どういう方を認定調査員とし、どの程度実施できているか、あるいはどのような研修をしているかなど、まず具体の実例を調べたいと思っている。調査の具体的な詳細設計をこれから行い、調査で実態を把握し、その結果を分析し、審議会に諮り結論を得たいと考えている。具体的に調査をいつ発出し、いつごろ回収し、いつごろ分析を終えるのかというのができているわけではないが、例えば年内か年明けに質問票を投じて回収し、来年度早々から分析を開始し、審議会を開く。平成 31 年度末までにとということでもなく、平成 31 年度中ぐらいというのが率直なところ。

(高橋部会長) 今年度中にはなかなか結論は得られないということか。

(厚生労働省) 新しい体制でどういう調査をすればいいのかをこれから検討していきたいと思っており、今年度中に結論を得るとするのは率直に言って難しいと思っている。ただ、平成 31 年度末までとも思っていないので、平成 31 年度中にとということである。

(高橋部会長) 来年の閣議決定までには間に合うか。

(厚生労働省) 今申し上げたような状況なので約束はできないが、努力はしたいと思う。

(林参事官) できれば調査の方法、質問内容、対象等を事前に相談し、例えば連名のような形で調査をさせていただければありがたい。

(厚生労働省) 事務的な話は後ほど事務局同士で回答したいと思う。

(高橋部会長) 分権が知らないところで調査をされて、提案団体側の分権が知らないところで調査が出てしまう場合があるので、相談いただければと思う。

<通番 50：海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し（農林水産省）>

(高橋部会長) 見直していただけるということで、具体的に法案を出すということだが、スケジュール感はどうのように考えているか。

(農林水産省) 実施計画の閣議決定にあるように、速やかに検討を進めるということで、鋭意作業を進めているところ。提出時期についてはまだ正式に決まっていない。

(高橋部会長) そのときに、おっしゃっていただいたように、提案団体の提案が実現できる方向で見直すということと承ってよろしいか。

(農林水産省) そういったものも全部含めて、検討して法案の提出を行いたいと思っている。

(小早川構成員) 選挙制度そのものは、公選制そのものは残すのか。

(農林水産省) 先ほどの資料にあったように、委員の選出方法を見直すということにしており、今、漁民委員については公選制ということで、今回、補欠の話も出ているわけだが、公選制を維持するのか、あるいはそれを変える、別の方法でやるということも含めて検討をしている。したがって、公選制を廃止することも視野に入れて検討させていただいている。

(伊藤構成員) 公選制の廃止ということであれば、この提案自体の意味がなくなって、支障も解消するわけだが、仮に公選制が残った場合、補欠の選挙の仕組み自体が他の議会選挙等々と比べても非常に厳しい要件なので、その緩和は少なくともやっていたらという趣旨ということではよろしいか。

(農林水産省) 現在、全国に 64 海区あって、前回で言うと平成 28 年 8 月に選挙をしている。実はそこで選挙が実施されたのが 8 海区にとどまっております、当初はかなり選挙が多かったが、選挙が実施されることが実際に少なくなってきている。もともとの仕組みとしては、選挙をやった上で次点の方がおられると、その方が補充されるというのがもともとの仕組みだったが、実際、今はそのような状況になっており、そういう実態も含めて制度の改正を検討しているというところ。

(小早川構成員) 今の御説明は、公選委員についても、投票の必要がなくて選挙を実施しなかったと、していないところが多い、そういうことだと思うが、そうすると公選委員そのものは存在するわけなので、それが欠けたときにどうするかということはやはり問題になる。その限りでは、提案団体が考えている支障は起り得る。その場合、選挙の手続は始めなければならないわけだから、相当の事務負担はあるのだろうと思う。そういう欠員補充の問題が後に残らないということではどうか。抜本的な制度見直しの後、その問題はなくなるという見通しか。

(農林水産省) いずれにしても、欠員が生じたときにどうするのかということはある。実態からすると、委員になっていただける方は、どちらかというとな現役を退かれた漁師の方が多い。そういった意味では、健康上の理由等、いろいろあるので、現実として欠員が生じる。そこをどのようにしていくのかというところは、我々も問題の大きなところだと認識している。そういった御指摘も踏まえて、真剣に検討しているかねばならないと思っている。ただ、今、この場で御満足いくようなお答えができないという点にフラストレーションがたまっておられるというのも十分承知しているが、逆に我々もそこが問題だというのは十分認識している。

(高橋部会長) 規制改革推進会議等、政府全体だと、なるべく可及的速やかにということになっているが、水産業について、大がかりな構造改革をやるということだと思うので、当面切り離していただくということではできないか。具体の提案があり、我々は分権一括法という仕組みを持っているので、要するに、具体の提案を解消できる仕組みを、他の選挙と同じように措置していただくということは、技術的には可能だと思うが、そういうお考えは持っていただけませんか。

(農林水産省) 理論的にはまさにそうだと思うが、実態的には、限られた人数の中で一体的に検討しているところ。したがって、全体のパッケージの中で一括して法案の見直しということになるのではないかと思います。

(高橋部会長) つまり、公選制そのものをどうするかという非常に深遠な話と、現行の公選制について補欠選挙の要件が厳し過ぎるのでそれを変えるというのは次元が大きく違う話である。そこは具体の提案が出ているので、公選制を抜本的にどうするかという議論とは切り離していただくということが、技術的には可能で、かつ、かなり明確な話なので、補欠選挙の要件はそんなに異論なく措置できる話ではないか。したがって、今年度中に一括法で対応していただく、例えば6分の1という他の制度との並びで見直すようなことは、十分検討いただける余地があるのではないかと。重ねてお願いしたい。

(農林水産省) 今、まさに公選制そのものの扱いを含めて検討させていただいている。その中で、実際に海区の仕事に携わっている方々からも意見をいただきながら検討をしているところなので、切り離してそういった措置ができるかどうかも含めて、あわせて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 切り離せるかどうかは、極めて技術的な話なので、公選制をとった前提で、我々は切り離せると思うが、ぜひ関係の方にもお声をかけていただいて、切り離せるかどうかを2次ヒアリングまでに御検討いただきたい。

#### <通番 22：重度訪問介護の訪問先の見直し（厚生労働省）>

(伊藤構成員) 本件提案について、個人の経済活動を支援することになるため慎重な検討が必要とのことであるが、本件提案は重度障害者の仕事の支援ではなく、日常生活上の支援である。提案団体からは、重度障害者がトイレを我慢するなど非人道的状況に置かれているとの話も聞いている。この点について、どのように考えているのか。

(厚生労働省) 昼休みなど休憩時間を決めて、その時間中に食事や排せつをすること自体は経済活動に当たらないので、休憩時間中に居宅介護により支援することは可能である。

(伊藤構成員) 居宅介護の場合、事前に時間を決めなければならない。その時間までトイレを我慢すべきということか。

(厚生労働省) 就業時間中の支援については、企業が実施すべき配慮という考え方もある。

(伊藤構成員) 喀痰吸引のように、命に関わる場合もある。そこも含めて企業が実施すべきということか。また、フリーランスで仕事を請け負っている重度障害者もいる。

(厚生労働省) 全てを福祉サービスとして支援するべきなのかということについて、関係者の合意が得られていない現状である。色々なご意見があることは理解している。

- (高橋部会長) 本件は、在宅就労している重度障害者の話である。企業がヘルパーを自宅に派遣すべきということか。
- (厚生労働省) 就業時間として定められている時間帯に企業がヘルパーを派遣するということは当然に考えられる。
- (高橋部会長) それは企業にとって大きな負担であり、かつ、障害者の雇用の促進に関する法律 36 条の 3 では事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときには、この限りではないとされている。これは重度障害者でない障害者に関する一般規定で、重度障害者の在宅就労についてこのような一般論で割り切れるものではないと考えるが、どうか。
- (厚生労働省) 確かに合理的配慮の範囲については、様々な考え方がある。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスは、利用者負担もあるが、ほとんどの財源は税金である。したがって、税金によるサービスをどこに充てるのかということについて、厳しい意見もあるなかで選択しなければならない。そのような中で、経済活動によって受益する者がいる場面で、どこまで税金で支援すべきかについてももう少し熟した議論が必要と考えている。
- (小早川構成員) 問題は、公費による負担と企業の責任とをどう線引きするかということにあることは理解するが、このようなケースで企業にヘルパーを派遣させることは合理的ではない。例えば、公共がサービスを提供し、費用は企業が負担するとか、こういったことを合理的配慮のなかに読み込むことも有り得るのではないか。問題は現に、既に立法上示されている理念に照らしておかしい、実際にここさえ配慮してもらえれば働けるのに、それができないという人がいることである。それは現行法のどこかを柔軟に解釈して対処するということが、この分野の行政のあり方なのではないかと思うが、どうか。
- (厚生労働省) 今ご指摘いただいた視点は非常に重要であり、障害者の就労を進めていくことが社会にとって極めて大事であるということも我々は認識している。したがって、将来にわたってこれを検討課題にしないというつもりはなく、大事な論点であることは十分に受け止めた。しかし、こういったものを対象に加えていく場合、どこかでスクラップ・アンド・ビルドをしなければならず、既存のサービスの対象としている中で何かを我慢しなければならず、そういった部分も含めてきめ細かな検討をしなければならない。
- (高橋部会長) 具体的にこの問題について議論されたと聞いているが、議論の経過をお示しいただきたい。
- (厚生労働省) 昨年 10 月、障害福祉サービスの報酬改定にあたり、障害福祉サービス等報酬改定検討チームを設置し、そこでご議論いただきながら報酬改定の具体的な中身を詰めたところである。その中で何人かの方からこの論点について、何でも福祉というわけにはいかないというご議論があった。
- (高橋部会長) 検討チームはどのような構成か。
- (厚生労働省) 学識経験者をアドバイザーという形で任命している。
- (高橋部会長) 学識経験者だけか。
- (厚生労働省) そうである。
- (高橋部会長) その議事録をご恵与いただきたい。
- (厚生労働省) 後ほど、お送りしたい。
- (高橋部会長) 福祉行政にあたっている自治体から具体的な提案があったことを踏まえ、もう一度ご検討いただきたい。障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を承ったうえで、2次ヒアリングをお願いすることになると思うので、よろしくお願ひしたい。
- (勢一構成員) 障害福祉サービス等報酬改定検討チームのご議論の後に、自治体からこの提案がされており、新しい議論としてご検討いただきたい。
- (高橋部会長) 2次ヒアリングも引き続きよろしくお願ひしたい。  
本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

<通番 24：介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し（財務省・厚生労働省）>

- (高橋部会長) 看護小規模多機能型居宅介護について、社会福祉法 2 条 3 項の 4 号では、老人福祉法に規定する複合型サービス福祉事業は社会福祉事業とされているというように理解している。そうすると、老人福祉法の 5 条 2 の第 7 項や同法施行規則によると、複合型サービス福祉事業は、訪問看護及び小規模多機能型居宅事業の組み合わせであると書いてあるので、そういう意味で、社会福祉事業に該当すると読めな

いのか。

(厚生労働省) 福祉の法体系か保健医療サービスの法体系の整理でいくのかということである。介護保険自体は医療と福祉を一体的に提供させるという設計をしている。その中で訪問看護ステーションという医療系のサービスと小規模多機能という福祉系のサービスを組み合わせるといのが効果的ではないかということで、この類型が生まれたわけであるところ、保健医療サービスである看護部分を除いた看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分について、老人福祉の体系に取り込んでいるが、保健医療部分については老人福祉の体系に入っていないため、社会福祉法2条の第2種社会福祉事業に入らない。

(高橋部会長) 保健医療部分について入っていないとはどういうことか。にわかには理解できない。

(厚生労働省) 例えば複合型サービス福祉事業も介護保険の給付対象になっているが、これは病院ということで、病院関係の保健医療の法令で規律がされているし、看護も看護についての様々な規律があって、福祉としてではなくて保健医療サービスとして整理されている。

(高橋部会長) 当該事業は医療サービスと整理されているということか。

(厚生労働省) 複合型サービスであるので、そこが新しい概念なわけであるが、少なくとも福祉というものはそのうちの小規模多機能に係る部分だけを福祉ということであり、看護の部分は医療ということである。

(高橋部会長) 混ぜてしまうと体系から外れるということか。

(厚生労働省) 小規模多機能に係る部分については福祉の体系に入っているが、看護の方は元々外れているということである。複合型サービス福祉事業自体は、老人福祉法には入っていない。訪問看護と小規模多機能を足したと言っても、足したもののうち、小規模多機能部分だけは老人福祉法の規律が及ぶという法構成である。

(高橋部会長) 同じ施設で一緒にやっているのに、福祉には位置付けられないのか。

(厚生労働省) 例えば特養にも医者や歯医者が来られる意味で、施設の中で医療も行われることがあるわけであるが、一応それは福祉の体系で規律をしている。

(高橋部会長) 今、それは福祉の体系と言ったか。

(厚生労働省) 法体系としては、どこで線を引くかということであるので、そういう意味で小規模多機能という、元々老人福祉法の中にある事業があって、それを複合型としたときにも、小規模多機能部分は引き続き老人福祉法の中で位置付けますよという形で法改正を行ったということである。

(高橋部会長) そこに訪問看護を合わせているわけか。

(厚生労働省) 訪問看護は元々老人福祉法に入っていない事業である。したがって、新しく複合型にしても、老人福祉法に訪問看護は根っことしてないので、複合した部分だけ取り出して、これも老人福祉法の中で整理するという法改正はしていないということである。

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護は福祉で、今回の制度は、それに訪問看護を足し合わせた制度なのではないのか。根っこが、福祉であれば、それに看護を足すと、それは福祉なのではないのか。

(厚生労働省) そういう整理ではない。

(高橋部会長) そこがおかしい。

(厚生労働省) 元々訪問看護自体が老人福祉法の体系に入っておらず、看護についての規律は、医療保健の世界での法的体系に入っている。

(高橋部会長) 看護小規模多機能型居宅介護事業で、一応、小規模多機能型居宅介護事業をしているということではいか。

(厚生労働省) 介護保険法の事業としてはあるが、訪問看護も介護保険法のサービスを行っているし、療養病床群も介護保険法のサービスである。福祉の特養も介護保険法のサービスである。

(高橋部会長) 介護は福祉の体系なのではないか。

(厚生労働省) 介護保険は、要するに、福祉と老人医療を足し合わせて社会保険化したもので、医療と福祉をまとめて一体となってサービスを行うという形で介護保険法はできている。ただ、元のそれぞれの都道府県の監督、国の監督あるいは措置の制度も残っている福祉の体系と、別途医療法、医師法、看護師法等々のある医療保険サービスに対する規制法は異なっているということを申し上げているだけである。

(高橋部会長) 異なっているのだけれども、どうなるのか。

(厚生労働省) 看護がくつついても看護部分までは老人福祉法に取り込んでいないということである。

- (高橋部会長) くっついている元々が福祉なのだから、くっついたら外れるというのはおかしいのではないかということを何度も繰り返し申し上げている。
- (厚生労働省) くっついているのに何で外すのだというよりも、元々看護は入っていなかったもので、複合型を作ったときも、福祉の部分だけは引き続き小規模多機能部分はあるということは整理したわけであるが、訪問看護を入れていないのと同様に、看護と小規模多機能を組み合わせても看護サービスを入れるということはないということである。
- (高橋部会長) しかし、看護をやらなかったら社会福祉の位置付けとなって、看護をやれば社会福祉でなくなるということか。
- (厚生労働省) 介護保険法上の給付サービスを担う事業提供者としては、介護保険法に看護小規模多機能型居宅介護事業を位置付けているわけであるが、社会福祉かという、それは小規模多機能部分だけなのだという整理学の問題である。
- (高橋部会長) 福祉の部分を持っているということによいか。
- (厚生労働省) 福祉の部分と医療の部分の境界領域がある。
- (高橋部会長) 言っていることは、どうも切り分けが面倒なので、入ってしまったらそれはもう外すという発想で言っているのではないか。
- (厚生労働省) 保健医療サービスの法体系と福祉の法体系は異なる。
- (高橋部会長) だから、保健の体系が入ってきたら、それは福祉の体系から外すとしか私には聞こえない。
- (厚生労働省) 訪問看護と小規模多機能を組み合わせたものが今回議論になっている類型であるが、訪問看護の事業は元々老人福祉法には入っていない。これをくっつけたが、小規模多機能の方は老人福祉法に入っているの、くっつけてもこの部分は引き続き老人福祉法であることを規定しているのであって、看護の方を新たに取り込むことはしていない。だから、訪問看護と小規模多機能、こちらは医療、こちらは福祉ということである。
- (高橋部会長) 事務局の方で整理していただけるか。私には理解不能である。
- (林参事官) 恐らく部会長がおっしゃっていることは、もともと小規模多機能型を提供していた施設がある。そこで訪問看護も同じ施設で提供することになったと言った瞬間に、その施設が元々は減額貸付けの対象であったのに、その瞬間から外れることになってしまうというのはおかしいのではないか。そういうお話だと思う。
- (厚生労働省) 減額貸し付けについてお答えは差し控えたい。
- (高橋部会長) そこが問題である。
- (厚生労働省) 訪問看護と小規模多機能それぞれであれば、小規模多機能部分は減額貸付けの対象になっている。ただ、今度の新しい仕組みで事業をやらねたいということであれば、減額貸付けの対象から外れていくということである。
- (伊藤構成員) その外れていくということ自体、評価しているというか、おっしゃっている趣旨は分かったが、厚生労働省として複合型のサービスは余り進める気がないという理解でよいか。
- (厚生労働省) 順調に伸びており、小規模多機能も数千、看護多機能も毎年2割ぐらいで順調に都市部を中心に整備を進めていただいて、大変感謝している。
- (伊藤構成員) ただ、未利用国有地の貸付けに関しては、そこはバックアップしようとする気はないという主旨の説明ということによいか。
- (厚生労働省) そういうことではなくて、一億総活躍を契機に介護の方に優先的な配慮をとということが、政府として取り組みをすることになったときに、我々も理財局にお願いをして、こういう制度を作っていたというのであって、後ろ向きだとかいうことでもない。
- (伊藤構成員) ただ、今回の提案団体からは、複合型にすると対象から外れてしまって、減額貸付けが受けられない支障が出ているという趣旨であるから、そこを何とかしてほしいというのが今回の提案である。今の説明であると、対応する気はないということなので、地方側のニーズにはお応えいただけないというような趣旨と理解せざるを得ないけれども、それでよいか。
- (厚生労働省) 申し上げたいことは、これまで申し上げたことに尽きている。介護保険の運用に協力いただけている地方自治体の方々には、日ごろから感謝を申し上げている次第である。
- (高橋部会長) であるから、小規模多機能型を先にやって、そこで減額貸付けを受けて、後で訪問看護を付

け加えたって問題ないということでしょうか。

(厚生労働省) 小規模多機能事業を続けておられて、別途訪問看護ステーションを併設されるのだというときには、併設部分は減額貸付けの対象にはなりません、根っこの小規模多機能のほうは引き続き減額貸付けの対象になる。

(高橋部会長) 分離すれば対象になるということか。

(厚生労働省) 訪問看護ステーションを新設するようにすると、その部分は減額貸付けの対象にならないと承知しているが、元々の小規模多機能であれば、対象になっている。

(高橋部会長) では、小規模多機能部分を小規模多機能部分として明確にして、後は訪問看護ステーションを面積的に分ければ、別々に減額の貸し付けの算定対象にはしてくれるということか。

(厚生労働省) 小規模多機能事業をやる。それから、訪問看護ステーションをやる。その2つの届けをしていただければ、小規模多機能の部分が、後はこちらの要件に定まるか、他にも要件があろうかと思うので、それで対応可能だと理解している。

(高橋部会長) その部分は、要件を満たせば減額貸付けをしてくれるということでしょうか。

(厚生労働省) 別々の事業としてであれば。

(高橋部会長) 複合型事業なのだから、別々の事業ではないのではないか。

(伊藤構成員) こちらが訪問看護ステーションで、こちらが小規模多機能型というように、施設的に明確に線引きができていないといけないということか。

(厚生労働省) 基本的に面積が確定しないと、要望のどの部分が減額貸付け部分で、どの部分が時価部分かということ、土地の面積として関わってくる話かと思う。

(高橋部会長) 明確に建物を分けるのではなくて、例えば部屋を分けるとか、そのような意味か。

(厚生労働省) 私が申し上げているのは、面積の話ではなくて、訪問看護ステーションの事業を追加でやりたい、小規模多機能という事業をやりたい、と別々に申請をいただければ、それぞれ介護保険のサービスとして指定するということである。

(高橋部会長) 別々の事業というと、複合型にはならないではないか。

(厚生労働省) それは複合型ではないと思う。

(高橋部会長) 複合型でやりたいという話である。

(厚生労働省) その場合は減額貸付けの対象となっていない。

(高橋部会長) それはおかしい。別々にやってできるのが、何で複合型になったら途端にできないという話になるのか。それはおかしい。誰が見たっておかしくないか。

(厚生労働省) 先ほど申し上げたように、介護保険の対象としては別々でも一緒でも構わないということである。

(高橋部会長) 一緒でも構わないが、複合型事業とは言えないということか。

(厚生労働省) 介護保険としての提供を現に複合型でやっているところは多数ある。ただ、減額貸付けの対象とならずに多数ある。

(高橋部会長) そうではなくて、看護と小規模多機能を別々に届けた場合は、複合型としてサービスを提供していると利用者に対しては言えなくなる。それはマイナスなのではないか。

(厚生労働省) 我々は複合型も推進しているところ、経営判断で減額貸付けでなければ成り立たないというのであれば、それをけしからんということではないというように思う。事業者が様々な諸条件の中で、別途国有財産の貸付制度の中で差がついていることについて我々が何か申し上げるとか、あるいは事業者がその中でどういう選択をされるのかということについては、コメントしがたいところがある。

(高橋部会長) どうもやはり減額貸し付けの制度が逆に制約要因になっているような気がしているので、これは引き続き議論したいと思う。

次は介護老人保健施設の話に移りたいと思うが、生活困難者が利用するものだけに限って減額貸付けの対象にしているという主旨は何か。

(財務省) 社会福祉施設に当たるものは、社会福祉法第2条3項の10で「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で」利用させるものとされているためである。

(高橋部会長) 途中で腰を折って大変申し訳ないが、それは法律の説明であって、背景の説明になっていない。背景の説明をしていただけないか。

(厚生労働省) 社会福祉事業にするかどうかの切り分けの問題だと思うが、一般的に介護老人保健施設は医療サービスであって、社会福祉事業とはならない。医療サービスであるけれども低所得者に自己負担のところを減額したり無料にしたりするという経済的負担を法人側が負ってサービスを提供するところに着目すると、それは社会福祉の要素が入ってくるので、全体を社会福祉事業として整理できる。無料又は低額でサービスを提供する場合だけ、医療サービスである介護老人保健施設を利用させる事業も社会福祉事業になるという整理である。

(高橋部会長) 承知した。

今度は社会福祉法人についてであるが、特措法3条で、社会福祉法人では、社会福祉事業施設の用に供するときに減額貸付けができるようになっており、その場合に、同2項で、社会福祉法人にあっては、社会福祉法58条1項の規定により助成を行うことができる場合に限り、特措法3条1項の規定を準用する、となっている。これはどういう趣旨か。

(財務省) 憲法89条で、公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならないという規定があり、社会福祉等の事業を営む公の支配に属しない法人に対する普通財産の減額、売払い、または貸付けは同条に違反するというので規律されていることから、この趣旨を受けて、国有財産特別措置法の第3条第2項は社会福祉法人等が公の支配に属すると判断される場合のみ、本条に基づく減額の貸し付けが認められているということを規定している。

(高橋部会長) 社会福祉法58条第1項の助成はどういう条件か。

(厚生労働省) 社会福祉法人を規律している社会福祉法に基づき、行政が社会福祉法人に対して一定の規制・監督権を行っており、社会福祉法人は公の支配に属すると解される。そのような社会福祉法人に特別に補助金を出せるなどと決めており、その関係の規定である。

(高橋部会長) 要するに、行政が必要な規制・監督をしている。

(厚生労働省) 公の支配に属するため助成もできるということである。

(高橋部会長) 助成要件を公の支配というところに求めているということと趣旨は承知した。

次が、これは技術的な話であるが、生活困難者に対して無料又は低額な費用で、介護保険に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設であれば、減額対象にできるけれども、厚生労働省の社会・援護局長、老健局長の通知があつて、生活保護法による保護を受けている者及び無料または介護保険サービス費の10%以上の減免を受けた入所者の延べ数が入所者の総延べ数の10%以上であること、介護保険法上の通所介護または通所リハビリテーションを実施すること、家族相談室または家族介護室を設けて、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置するという要件があればいいということになっているが、そのような要件を満たせば減額貸付けができるということではどうか。

(厚生労働省) 今、無料低額老健施設の定義のようなところを引用していただいたのだと思う。それはまさに無料低額介護老健施設になるということなので、一般の介護老健施設は相変わらず対象にならないことを解説しているだけだと思う。

(高橋部会長) 無料低額介護老健施設の場合は減額貸付けできるということか。

(厚生労働省) 要するに、無料低額介護老健施設も全員無料低額にしなければならないわけではなく、一定程度、無料低額にすれば、無料低額老健施設という類型に入れるという、無料低額老健施設の外縁を定めている。

(高橋部会長) それは減額貸付けの対象とイコールではないのか。

(厚生労働省) 老健施設の施設整備に当たっては、過去に一般財源化が行われ、国と地方の役割の見直しで、原則として地方で進めることになっている。ただ、29人以下の施設、特養、老健については、引き続き基金で助成を行うということで、国も補助をしているという類型になっている。小規模なものであれば、国庫助成が今も行われているが、30人以上のものは行われていない。

(高橋部会長) 国庫助成の話と、今の生活困難者施設に対する減額貸付けの対象になるかという話とは違うのではないか。

(厚生労働省) 要するに、先ほど話題になった社会福祉法58条1項の規定であるが、国有財産特措法3条2項を見ると、規定により助成を行うことができる場合に限り前項の規定を適用するという事なので、国庫補助が受けられる場合は、ここから先は理財局の方で違えば訂正していただきたいが、国庫補助を出

す施設は減額貸付けの対象とすると言っているのです。老健施設は基金事業となっているので、補助対象に採択されれば補助の対象となり、そうすると、あとは他の要件を満たせば減額貸し付けの議論になるという流れである。

(高橋部会長) 国庫補助の助成要件がかぶっているということか。

(厚生労働省) 国庫補助の助成要件が、予算としては縮小している。全て国で老健施設を対象にしたのが平成18年か、一般財源化をして施設整備は基本的に地方でという流れの中で、施設整備に当たっては地域密着型の小規模なもののみ引き続き国が助成をすることである。

(高橋部会長) そうすると、減額貸付けの対象がその段階で減ってしまったということか。整理して、事務局に提出いただきたい。

それから、助成ができるという定義と、現に助成をしているというのとは一緒なのか。法律上は助成を行うことができる場合に限りと書いている。理財局にお聞きしたい。行うことができるというのは、現に行っていることと一緒の意味なのか。減額貸付けの対象が、補助が狭まったことによって、すごく狭まったという気がする。要するに、過去に出していたのだったら出せるという話で、そこは政策判断で出せるという話なのではないか。

(財務省) 法律では、できる場合ということになっているので、対象にはなるわけであるが、減額貸付けの対象は、定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象である必要があるため、その対象から外れている場合は対象にならない形にはなる。

(高橋部会長) その辺は事務局を通じて整理していただきたい。技術的な話で我々も苦労するので、ぜひ引き続きまた2次ヒアリングを含めて御協力いただきたい。

どうもありがとうございました。引き続き何卒よろしくお願いいたします。

#### <通番23：介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) かつて別の市町村に住んでいた方が、転居して現在の市町村に住みなれた場合、認知症グループホームでサービスを受けるというのは、地域密着型サービスの位置付けにふさわしいのではないかと。

(厚生労働省) これは、ゼロサムの話で、負担をどうするかの問題であって、我々としては、地域密着型サービスという種類の施設は、やはり住民のみが利用できる施設と構成しているため、現在の市町村に負担いただくのが適当と考えている。

(高橋部会長) ただ、住所地特例の施設に入って、半月ぐらい後に急に症状が進んでしまったという場合もあり得る。その結果として住所地特例の適用から外れるというのは、私には納得できない。そういう場合は結構あり得るのではないかと。

(厚生労働省) 色々なケースがあり、各自自治体間の費用負担の客観性、公正性の観点で、どこで線引きをするのかということが地方分権的な視点かと思う。結局、政策論としては、その地域に密着した独自に行うサービスの場合、元の市ではなく、その市の住民に対するサービスとして位置付けていく、という整理をさせていただいている。

(高橋部会長) 住所地特例に地域密着型サービスという線引きを適用するのがいいのかどうかという話だと思う。

(厚生労働省) 地域密着型サービスは、住所地特例になじまないというのが我々の考え方である。また、これはどちらが負担するかゼロサムの話なので、地方3団体の間でも様々な意見があり、CCRCのときも議論があったような気がするが、それぞれ自治体で意見が違うので、実態論としても正直難しいと思っている。

(高橋部会長) 地方の団体の中で合意できないだろうということか。

(厚生労働省) 率直に言って、狭い意味での分権というよりは、財政調整という話である。現行の住所地特例の対象を変えて、地域密着型サービスを全部こちらの負担でやるといったら、それに反対される方も大勢いるので、なかなか取り上げるのは難しいと思っている。

(伊藤構成員) 今回の提案は、認知症対応型のグループホームだけを想定しているということで、実態としても住所地特例の対象となっている施設に入っている方が、認知症が進行してしまっていて、近所のそういった施設に入ることを念頭に置いているということだと思う。

(厚生労働省) 費用負担を、その地域の市町村か、引き続き元の市町村か、どちらが負担するのかという問

題の中で、この事例が挙がっているところ、これを見直すとなったら全部総ざらいで見直すという話であって、この話だけ個別に何かできるということではないのだろうと思っている。なお、域外指定の同意というものがある。つまり、市の同意を得た上で他の市町村が指定すると、他の市町村の住民が利用することも可能である。

(伊藤構成員) 住所地特例を使っていた方に関して、その域外指定の同意をする例というのは、厚生労働省の方で把握されているのか。

(厚生労働省) 特にそういうデータは持ってない。

(伊藤構成員) 恐らく現実的にはないということだろうと思う。

(厚生労働省) データは今、持ち合わせていないが、恐らく伊藤先生がおっしゃるとおりで、既に入所した方が移る場合は難しいと理解しているが、隣の町の認知症のグループホームに入ることは、首長同士で合意ができれば利用が可能になるので、一度合意ができれば広域連合的にできるのかもしれない。

(伊藤構成員) この同意という仕組み自体は、今回の提案を満足させるような仕組みではないということか。

(厚生労働省) 別に、域外指定の合意を今回の提案を満足させるものであると言っているわけではない。住所地特例自体は、要するに、どちらが出すかの問題なので、率直に言って、抜本的に議論をしたら終わらないので、困難だと思う。

(高橋部会長) 認知症グループホームについて、という議論はできないか。

(厚生労働省) それは他のものに直ちに波及するので、ここだけ議論しますという土俵設定は維持されないとと思う。

(高橋部会長) ただ、経験則上、入所した方が認知症になるというようなことは容易に想像できる。そういう意味で、他のものに比べて非常に強い因果関係がある事例だと思う。現にそういうところでひずみが出てきたので、これについて変えることはあり得ないかという議論はできないか。

(厚生労働省) 政策としては、地域密着型サービスというその市町村が独自の工夫を凝らす類型であって、そこで線引きを行っている。この線引きを見直して、もし地方3団体や自治体の方々に呼びかけて議論をしようとする場合、土俵を設定して、ここだけ議論するというところにそもそも合意が得られないと私は思っている。また、域外指定の同意の話は、既に市町村を移られた施設の方には難しいわけであるが、今後、新しく広域的にお互い市町村がグループホームの設置、整理を融通し合うときに、あらかじめ合意をとっておけば、このような負担の問題は避けられるという効果はあるということだけは申し上げておきたい。

(高橋部会長) 引き続き議論を整理したいと思うが、ただ、地域密着型という提供のサービスの仕組みで住所地特例を割り切るとするのはどうなのかという気はしている。事務局の方で、何か他に論点はあるか。

(林参事官) 特にございませぬ。

(高橋部会長) それでは、引き続き議論を整理させていただければと思う。

本日はどうもありがとうございました。

<通番 25 : へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し (厚生労働省) >

(高橋部会長) ご検討いただけるとのこと感謝申し上げます。通知で例示の一つとして非常勤の学校薬剤師について兼務を認めている趣旨はなにか。

(厚生労働省) 一般的な薬局の通常の業務の中で支障が生じない範囲について、例示の一つとして挙げている。学校薬剤師は学校に常駐しているものではなく、月に1回程度、説明会や検査等のため学校に来ており、そのときに学校薬剤師に関する業務を行っても支障がないと判断している。学校薬剤師以外の場合については、兼務による業務への支障がないかどうか、個別にご判断いただく。

(高橋部会長) 学校薬剤師はどのような業務をしているのか。

(厚生労働省) プール等の衛生検査、生徒への指導、薬に関する教育等を行っており、地域の薬局の薬剤師にご対応いただいている。薬局の管理薬剤師にご対応いただいている事例もあり、兼務を認めない場合には地域に支障が出るおそれがあるため、学校薬剤師を例示しているところである。

(高橋部会長) 学校薬剤師としての勤務は月に1、2回程度か。

(厚生労働省) 頻度は様々だと思うが、学校に常駐するものではなく、必要に応じて対応するものである。それであれば実態としては管理薬剤師としての管理に支障はないものとして例示している。

(高橋部会長) 柔軟な例示であることは承知したが、一方で限定されているようにも見える。時代が変化してきた中で兼務許可要件の見直しは必要である。通知の内容を見直す必要があるのではないかと。

(厚生労働省) 昭和 36 年当時に妥当であるものを例示させていただいたが、時代の変化もあり、様々な解釈のもと自治体でご対応いただいている。例えば、先日の豪雨の場合でも、被災地への薬剤師の派遣に際して個別に兼務を認めている事例もある。例示を増やす方が良いか、自治体の事例を集めた方が良いか、検討していきたい。

(高橋部会長) 見直す方向でご検討いただけるということか。

(厚生労働省) そういう方向である。現状でも自治体の判断で可能なものもあり、地域の実情に応じて様々な考え方があると思うが、そういったことも含めて対応を検討したい。

(高橋部会長) 現状でも自治体の判断で可能とのことであるが、兼務許可は自治事務か。

(厚生労働省) 自治事務である。

(高橋部会長) 通知は技術的助言か。

(厚生労働省) そうである。考え方を示したうえで、自治体でご判断いただく。

(高橋部会長) 通知の内容が時代に即しているか疑問があるので、是非見直していただきたい。今後のスケジュールはどうか。

(厚生労働省) 現在、制度部会において様々な検討を行っている。できるだけ速やかに、できるものは実施したい。

(伊藤構成員) 通知の見直しは、制度部会で検討するのか。

(厚生労働省) 現在、薬剤師・薬局のあり方の検討で、薬局の管理体制が論点となっている。

(伊藤構成員) 提案団体としては非常に切迫していて、薬局が閉鎖される可能性もある。通知の見直しは制度部会の結論を待つ必要があるかもしれないが、柔軟な対応をお願いしたい。

(厚生労働省) 提案団体の事例については、事情を確認しながら個別に対応していきたい。

(高橋部会長) 是非、早いご対応と前向きな中身のご対応をお願いしたい。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

#### <通番 28：再発行事務におけるマイナンバー記入の廃止（内閣府、厚生労働省）>

(内閣府) 厚生労働省と協議中であり、現時点で具体的にどのようにするかは説明ができない。

提案の趣旨は、心情的には大変良くわかる。マイナンバー制度がまだ定着の途上であることから、まだ制度自体がそれぞれの現場で従来行われているような申請の受付あるいは再交付の受付というものに対して新しい負荷や運用を持ち込んでいることから、戸惑いや苦労があるものと認識をしている。ご提案については検討していく所存ではあるが、他方でマイナンバー制度の導入には現場の業務改革が必要となることもまた事実である。マイナンバー制度の趣旨・目的とそれをどうバランスさせるかというところで当方も悩んでおり、厚生労働省でも検討されている。内閣府と厚生労働省との間で十分協議を行っていく。現時点では、内閣府としてこうするといった回答はできない。

(高橋部会長) 厚労省として追加はあるか。

(厚生労働省) 今、内閣府から説明があったが、当方としては昨年 12 月に閣議決定されて、平成 30 年中に結論を得るという形になっていることから、このスケジュールに沿った形で内閣府と十分に相談して、どういった形が良いのかということを引き続き検討していく所存である。

(高橋部会長) 厚生労働省の保険局に質問だが、提案実現に向けてどこが障害なのか。閣議決定を実現する上で何が障害だと考えているのか。

(内閣府) 当方としての意見は厚生労働省の保険局と同じだと思うが、マイナンバー制度が目指している行政の効率化であるとか、あるいは国民の利便性の向上、公平・公正な社会保障制度ということの理念や目指しているものと、実際の現場の負担の軽減というものをどうバランスさせるかである。恐らくそのような課題についてまだ 2 つの省庁間で納得できるような結論を見出していないというところだと思うので、その点は当方で説明させていただく。

(高橋部会長) では、どのような障害があるのか。

(内閣府) 1 つは、マイナンバーが個人を一意に特定する識別子という形で制度設計をされたという経緯がある。もともと現在のマイナンバー制度施行以前は、どの社会保障の事務であれ、氏名とか住所、生年月

日、性別、こういうもので個人を特定していた。そして、いろいろな処理をしていたところだが、氏名、住所、生年月日、性別で個人を特定するとすると、電算処理が難しい上に、同姓同名の人や、あるいは本人を取り違えるという形でいろいろな問題が発生したという経緯から、このマイナンバー制度ができたという理解している。マイナンバーを行政の効率化とか、本人を間違いなく特定するために使おうという形で、社会基盤として制度化したという経緯がある。

したがって、従来、氏名、住所、生年月日で特定していた、あるいは保険者番号だけ見て特定していた事務に、新しく導入されたマイナンバー制度をどのようにうまく定着させていくか。その定着の途上にある中でなかなか十分理解されない部分もあると思うし、実際の問題として負担感が生じているという問題もあるのだろうと十分認識しているので、どういう解決策ができるかということを考えたい。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、義務づけを廃止したら何が問題になるのか。

(内閣府) マイナンバーを記載させない形でいろいろな申請を受け付けていくことが、制度の趣旨に反さないかという点恐らく問題になるだろうと思っている。

(高橋部会長) それは捕捉が不可能ということか。本人確認ができないということか。

(内閣府) 本人確認は本人確認として、また別途考えなければいけない重要な要素だと当方は思っている。確かに現場から見ると今まで再交付申請をする際に健康保険証の番号だけ持ってきた、あるいは申請書を出せば再交付されたというものが、なぜマイナンバーが必要なのだろうか、あるいはなぜ本人確認をしなければいけないのだろうかという御気持ちがあるというのは、十分当方としても理解できるところではあるが、一方でその人の情報を、例えば変更するであるとか、あるいはその人の保険証をもう一回交付するとなった場合に、マイナンバー制度が目指している、あるいは守っていこうとしていた本人確認であるとか、本人を一意に特定するといったマイナンバー制度の趣旨と、齟齬がない形で地方公共団体が感じている負担感をどのように緩和させるかということを考えなければいけない。

(高橋部会長) この点について事務局の認識はいかがか。

(浅野参事官) 本件は、再発行の事務なので、一番最初に通常の発行のときにマイナンバーを記載するのは当然だが、毀損や汚損や紛失を理由に再交付申請してきた場合に、最初にマイナンバーで一度、情報連携していると、2回目で特有の必要性があれば省略できないと思うが、別にマイナンバーを使わなくても身分証で十分なので、マイナンバーが書かれた書類があると、地方公共団体としてはそれを保管する義務等いろいろ手間もかかるから、2回目の再発行についてはマイナンバーの記載を省略できないか。厚生労働省の施行規則に様式があるので、そこを修正していただきたい。

(高橋部会長) まず今の話というのは去年のフォローアップということで、もともとの義務づけの話がされたということ。それについて当方は閣議決定どおり行っていただけののではないかという認識だったのだけれども、なかなか問題があるという回答だった。

(内閣府) 問題があるのでやらないと言っていない、もう少し時間をいただきたい。

(高橋部会長) では2次ヒアリングに向けて課題があることは認識しているか。

(内閣府) 課題があることは間違いない。

(高橋部会長) 当方も課題について認識した。

その上で再発行について議論を移らせていただく。

(内閣府) その整理で当方としては2次回答に向けて整理したいと思っているが、事務局の意見に補足させていただく。

資格取得の届出手続でマイナンバーと4情報とを紐付けておけば、それ以降の申請手続では4情報が分かればマイナンバーの記載は不要だという指摘だと思うが、マイナンバー制度が目指しているのは、初期紐付けも当然重要だが、各種行政手続を行う際に、4情報の代わりにマイナンバーを使って本人を一意に特定し、間違いや不正を防止することである。

したがって身分証明書だけで良いのではないかという事務局からの指摘があったが、むしろマイナンバーカードだけ示せば、その他の記載事項というのは最小限にして、住所や氏名も書かなくて良いという世界まで持っていくというのが本来のマイナンバー制度が目指している趣旨である。しかし、マイナンバー制度を各種事務へ新たに導入したことで、現場ではいろいろな戸惑いや従来の運用との整理が必要だということがあるというのもまた事実だと思われ、マイナンバー制度が本来目指していく方向にどのように持っていくかということで、厚生労働省との意見交換を十分行って、2次回答までに整理したいと思ってい

る。

(高橋部会長) 最近閣議決定でワンスオンリーという話がされたが、マイナンバーだけはワンスオンリーの例外だという認識か。

(内閣府) ワンスオンリーというのは行政に一度提出した情報、例えば世帯情報であるとか、前年度の所得であるとか、住所、氏名というものは、再度提出を求めないようにしようという趣旨である。そのためには申請者を一意に特定できていることが大前提になっている。例えば前年度の課税情報、あるいは住所や氏名について、申請者が一意に特定できていればその特定されているキーをもとに、つまり識別子をもとに同じ人に対してはバックオフィスで行政機関の中で情報をやりとりして、再度その情報の提出を求めない形にしようというのがワンスオンリーである。ご質問の趣旨を聞いているとマイナンバー自体が識別子でなくて、その他の個人の情報と同等のものとして捉えられているようなところがあるけれども、本来はマイナンバー制度が創設されたことにより、マイナンバーが我が国において本人を特定できる唯一の最高の識別子となったものであり、それをキーにして、提出を求める情報を省略していくということが本来、ワンスオンリーの趣旨である。この点はマイナンバー法の条文の中にもその趣旨が定められており、マイナンバー制度だからこそ逆にワンスオンリーを目指していけるというものである。

(高橋部会長) 現在、マイナンバーカードが2割という状況の中で、国民全体で自分のマイナンバーを把握されている者がどれだけいるかという話も含めて、地方公共団体の負担をどうするかという話となる。再発行の場合は、事務局からの指摘があったところであり、再度個人番号の提出を求める必要性が乏しいのではないか。

(内閣府) 理解している。当初、この提案を検討した過程では、個人番号の記載の省略という方法もないかということで番号室内部でも検討した経緯はある。しかし、例えば再発行の事務であっても今、現場はどの程度再発行するときに本人確認というのはできているのか。あるいは例えばなりすまして再発行されるようなケースは本当はないのだろうか。そういった点を防ぐためにマイナンバー制度というのはできたという経緯があるので、そういうことを慎重に考えた上で検討していかなければいけないのではないかという思いである。そこで、厚生労働省と十分これから協議を2次回答までにして、整理をしたいと思っているところである。

(高橋部会長) ただ、そうすると1次ヒアリングはほとんど意味をなさなかったということになってしまう。1次ヒアリングを行って2次ヒアリングという関係府省ヒアリングの仕組みからすると、遺憾である。要するに2次ヒアリングで対応できないと言われたら当方はその後ヒアリングを行うことができない。事務的にどのぐらいの時期までに結論を出せるか。

(内閣府) 2次ヒアリングで突然対応できないということは、確かに問題があるので、それは厚生労働省と協議をした上でしかるべき時期に、当方の方向性というものを事務局にも説明した上で、2次ヒアリングまでに有効な議論ができるような指摘を事務局からもらえるような形を想定している。

(高橋部会長) ただ、その場合、論点もはっきり示していただきたい。どこがどう問題なのか、当方も多少の問題意識は良くわかったが、もう少し詰めた論点を提示いただきたい。

(内閣府) 然り。当方としても整理をした上で論点等を、次回の部会において説明し、理解、納得を得られるような整理をしたいと思っている。

(高橋部会長) 事務局は、それでよろしいか。

(浅野参事官) 今般、税の分野で今まで個人番号の記入が義務付けられていたものを緩和するという改正が行われており、今回提案のあった社会保障の分野について、所管の厚労省の担当各局が分かれているが、可能であれば社会保障分野での個人番号の省略の考え方をどうするか整理していただきたい。

(内閣府) 厚労省から特にコメントがあれば別だが、マイナンバー制度の観点から答えると、税は国民が支払うものであり、支払う場合における個人番号の記載や受けとめのあり方と、給付行政あるいは何か権利を与える、あるいは権利を公証するという行為で交付するという場合の個人番号の記載あるいは本人確認の仕方というのはおのずから違ってくるというのは、マイナンバー制度創設時から1つの前提になっている。税は確かに納めるのだから、この辺については多少緩和しても良いのではないかという議論があるが、しかし還付請求の際には番号確認や本人確認をすとなっており、そこについての違いというものがあるということで理解いただきたい。

(高橋部会長) 内閣府番号室から専ら回答いただいたが、厚労省はまさに番号室の回答のとおりということ

か。

(厚生労働省) 障害の関係の再発行について、個人番号記載の義務づけ廃止といった提案であるが、もともと申請においては受給者証等の汚損や滅失等によって申請者が受給者番号等の記載をするのが困難な場合に、個人番号から申請者を一に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能なので、記載を求めているという趣旨である。この義務付けを廃止することについて、実際に廃止した場合に地方公共団体の事務処理に支障が生じないように地方での運用実態等を十分に当方でも調べた上で、検討をしていく必要があるだろうと思っている。

その検討に当たって1点、当方の事情の中で1つ留意点として挙げておきたいのは、身体障害者手帳である。他のいろいろな受給者証等と違い、身体障害者手帳は更新の仕組みをとっていない。平成28年1月1日のマイナンバー利用開始以前に身体障害者手帳を取得した方については、個人番号を取得できる機会というのが非常に限られている。

また、この身体障害者手帳の所持者が転居したときには住所変更の届け出をしていただき、転居先の都道府県の障害福祉の担当課で個人番号を把握していただくことが必要であるが、この届け出が必ずしも徹底されていないという事情がある。そのため、都道府県の障害福祉の担当課において個人番号が必ずしも把握できていないということで、情報連携に支障を来していることも見られると聞いている。そういう意味で手帳関連事務におけるマイナンバーを活用した情報連携の本格運用が、まだこの身体障害者手帳については開始できていないという状況がある。

このためこういった手帳の再交付申請の機会も含めて、あらゆる機会を通じて個人番号を記載していただくように求めるということは、手帳関連事務における個人番号の利用や、他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上では有用という面があるので、そういった点も含めた上でいろいろ検討させていただきたい。

(高橋部会長) 了解した。

(厚生労働省) 介護保険についての課題状況は認識したので、先行の国民保険の整理後法的な制度設計はそれほど変わるものではなく、あとは市町村の実務あるいはシステム関係で少々の違いがあるかどうかまでは把握していないので、いずれにしても国民健康保険の検討の処理が終わった後に検討することとなる。

(高橋部会長) 再交付と先行の議論は違うものである。

(厚生労働省) 今後、2次ヒアリングまでの結論が出た後で、当方も検討を同様にしていきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでの結論が出た後でと言うと検討が間に合わなくなるのではないか。国民健康保険の検討と並行して検討いただきたい。

(厚生労働省) 要するに国民健康保険の検討が今、引き続きされている状況だと認識しているので、それを見ながら当方も検討をしたい。

(厚生労働省) まず、国民健康保険の検討が先にあるかと思う。その点については昨年1年間議論してきたというベースがあり、閣議決定されたこともあり、これまでの議論をベースにしつつも、マイナンバーの定着という論点について内閣府から協議をいただいているところであり、そこは十分に調整をさせていただいて、また答えさせていただく。

(厚生労働省) 後期高齢者医療制度については、まさに国民健康保険と同じ論点であり、併せて検討していきたい。

(高橋部会長) では、できる限り早い時期に、時期を見て事務局に検討結果をお示しいただきたい。

<通番 27: マイナンバーによる情報連携の項目追加等について(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)>

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

(伊藤構成員) 労災の関係のことについて伺うが、まず年間84件照会があるということだが、広島市が問題にしているのは不正受給の可能性ということなので、件数自体はもしかしたら潜在的に、さらにあるのかもしれない。そこを明確にしたいということで、ニーズとしてもあるのではないかと思うが、その点についてはいかがか。

(厚生労働省) 84件と回答したのは、休業補償等の短期給付についての照会に対し、本省からお答えしたのが84件というもの。指摘の点について、生活保護の対象になる人と労災の休業補償の対象になる人が、そ

もそもどの程度重複しているのかという議論があろうかと思うが、通常、怪我をされる、あるいは病気になられる直前まで働き、それで今後自活ができる人は、基本的に生活保護の対象からは外れていると思われる。一方で生活保護の対象者は、高齢者が多くなってきている状況であるので、母集団が多く重なっているわけではないのではないかと理解している。ただ、84件以外にもあるのではないかと指摘に対し、否定はできないが、労災対象者の57万件のうち重複する数が非常に多いということは直ちには言えないと思っている。

(伊藤構成員) 了解した。ただ、本省のほうで照会に対し回答していること自体も結構な事務負担になるかと思う。情報連携すれば、その部分はかなり省略化、省力化できるところもあると理解してよろしいか。

(厚生労働省) 増えるコストと減るコストがあると思うが、増えるコストとしては今、マイナンバーを収集していないので、マイナンバーを収集することで国民負担が当然増え、管理をしなければならない行政の負担も増える。また、システムを構築しなければならないという負担も増える。そういった点を総合的に勘案すると、相当負担が増えるのではないかと当方としては認識している。

(高橋部会長) マイナンバーは収集していないのか。

(厚生労働省) 然り。労災保険の休業補償請求については、マイナンバーの記載は必要ない。事業主の証明と医療機関の証明と本人の名前を書いたもので請求するという形になっている。労災年金については、年金の給付を受ける時にマイナンバーを記載するという形になっているので、マイナンバー連携ができる形になっている。

(高橋部会長) 労災の担当部局としては、マイナンバーは一切把握していないということか。

(厚生労働省) 労災年金の場合は収集している。

(高橋部会長) 一般論として、労災という仕組みの中ではマイナンバーは把握しないシステムになっているということか。

(厚生労働省) 休業補償というシステムの中ではということ。要は、遺族とか労災年金の給付を受ける者についてはマイナンバーを収集しているが、これは今の57万件とは別の話になる。労災に遭った者が休業補償の請求をする時には、マイナンバーは一切収集していない。

(高橋部会長) 労災に加入する時にも収集しないということか。

(厚生労働省) 労災は強制加入であるが、労働保険番号という別の番号で管理している形になる。事業主ごとに番号を付記し、労働保険料を徴収するが、番号は労働保険番号という形で管理している。労働者ごとの管理はしていない。

(高橋部会長) 会社ごとに管理し、労働者ごとには管理していない。したがって、そもそもマイナンバーという形で捕捉するシステムにはなっていないということか。

(厚生労働省) 然り。一生に1回、労災に遭われるかどうか。全く遭わない方も労働者だと5,000万人いる中で、労災に遭う者は、一生に1回あるかどうかという形もあるので、個人ごとの管理は行わず、会社ごとの管理をしているということになる。

(伊藤構成員) 例えば休業補償の申請時に、どういう災害に遭って、いつ休んでいるという、企業側の証明が必要であるが、その際に企業側が申請者のマイナンバーの記載を求めることはできないのか。

(厚生労働省) 民間事業者は給与支払時に、マイナンバーを収集しているのではないかと思うが、それとは収集の目的も違うので、仮に収集するのであれば、新たに休業給付のために必要だという整理をした上で収集していくことになろうかと思う。その点については、先ほど述べたように、コストの問題、国民負担の問題等から非常に難しい点があるということで、慎重に検討したい。

(高橋部会長) 労災給付は税の対象ではなく、マイナンバー付きで把握する必要もないということで理解した。論点を再整理したいが、労災保険で所得捕捉の観点から必要なのは結局、年金だけだということか。

(厚生労働省) 年金については厚生年金等との併給調整があり、それがかなりの割合あることから、労使の御理解もいただきながらやらせていただいている状況。

(高橋部会長) 理解した。

#### 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

(厚生労働省) 健康保険者が個人の保険の所得のデータなどを管理し、持っているので、そこに都道府県等

から問い合わせが行くという形になっている。したがって、国が持っているとか、どこか1つの団体が全部持っているとかいうわけではなく、健康保険者が持っている。そこに聞かないとわからないという状況であることから、そういう意味において提案の内容については重く受けとめたいと思うが、具体的に健康保険者は約3,400団体あるので、どういう形で行っていくのが良いか、その可否も含めて考えていく。

(厚生労働省) 医療保険は原則、支払われた医療費の7割を健康保険で給付し、3割を自己負担していただくという制度になっている。ただ、その3割部分について、自己負担額が一定の基準額を越える高額の人になると、自己負担が大きくなるので、それについては追加的に給付を行うという高額療養費という制度があり、所得の区分によって上限額が変わっている。一方で今回の小児慢性をはじめとする公費負担医療では、一定額の本人負担は発生するが、本人負担以外の部分については、保険者が負担する7割に高額療養費を加えた額と、実際に本人が負担する部分との差額が公費として補填される仕組みになっている。したがって、実際の制度を運用している市町村としても、高額療養費の額自体がわからないと、実際の公費として支払う額がわからないので、地方公共団体から保険者に対して、高額療養費の所得区分がどこに該当するかということを確認してもらう仕組みになっている。今回の提案は、その所得区分情報をマイナンバーで情報連携できないかという趣旨だと思うが、保険者側の所得区分情報の管理方法として、課税情報や非課税情報を含めて所得区分を判定することとなっていることから、一律にその情報を持っておらず、あくまで本人からの申請が行われた時に、課税情報などを個別に確認しつつ、本人の所得情報を確認するという流れで行っている。その事務負担をどう考えるか、つまり、高額療養費の対象になるかわからない中で、全被保険者について市町村との間で課税情報を確認し、所得区分を紐づけるという作業は、保険者にとっては相当な事務の負担になり、なかなかハードルが高いと考えている。別の方法で検討していく中で、もう少し緩和する方法があり得るのであれば、やるという方向性はあると思うが、我々関係省庁を含めた検討をさせていただいた上で、できるかどうかは決定していきたいと思う。

(高橋部会長) 理解した。今の説明だと、本人が健康保険者に出した情報で決まってくるということか。

(厚生労働省) 高額療養費制度上は、本人の申請があり、そのうえで保険者が判断をすることになっている。

(高橋部会長) それが最終的に公費負担に跳ね返ってくるということか。

(厚生労働省) 結局、高額療養費として払われた部分は本人の負担にはならないので、地方公共団体が負担する額を定めるに当たっては、保険者として払う額がわからないと決めることができないということ。

(高橋部会長) そのような意味で、かなり地方公共団体には負担があるということは事実であり、一々健康保険者に問い合わせなければいけない。

(厚生労働省) 然り。今の制度上は、保険者に問い合わせないと地方公共団体側で確認が必要な負担内容が決まらないことになっている。

(高橋部会長) その負担を軽減していただく必要はあるかと思う。

(厚生労働省) 一方でその分、保険者側も負担が相当増えることは考えなければならない。また、保険者は約3,400団体ある。

(高橋部会長) 全部紐づけとなるとそうなると思う。

(厚生労働省) 全部紐づけない方法があるかどうかも含め、事務フローの検討が必要だと認識している。

(高橋部会長) そこはBPRをしっかり行っていただくようお願いしたい。どのぐらいで今後の検討のスケジュールを検討していただけるか。

(厚生労働省) かなり複雑なプロセスが必要になるので、現時点でいつまでというのはなかなか申し上げることはできないが、いずれにしても検討については行う必要があるということは認識している。

(高橋部会長) できれば2次ヒアリングまでに工程表等を持ってきていただくとありがたい。

(厚生労働省) 実際に検討する時も、我々は保険者との調整も必要となり、その納得も得ていく必要がある。それを踏まえた上でのスケジュール感を考えなければいけないと思う。

<通番3: 児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し(厚生労働省)>

(高橋部会長) 児童指導員の要件は緩やかで、例えば大学での心理学、社会福祉学、教育学の修了等で認められるのに、幼稚園教諭が認められないのは均衡を欠くと思う。制度自体のバランスが出发点からよくなかったのではないか。

- (厚生労働省) 保育士及び児童指導員の配置となっているため、その児童指導員の中で幼稚園の教諭は例えば4号の大学での教育学の修了ということで一定対応可能と考えている。
- (高橋部会長) 児童指導員は割合幅広いが、「及び」として保育士と両方置かなければいけないのか。
- (厚生労働省) 保育士及び児童指導員というくくりの中で、配置基準が定められているため、保育士がそのうち何人いなければいけないという基準にはなっていない。全国的には保育士とそれ以外の児童指導員の配置の分布は大体半々ぐらいである。そのうち全体の職員の中で保育士が一定割合いなければいけないという基準はない。
- (高橋部会長) 保育士がいなくてもいいのか。
- (厚生労働省) 保育士がいらないということは想定しておらず、保育士1人は配置が必要である。
- (高橋部会長) それぞれが独自の基準ということか。児童指導員については児童指導員を必ず置かなければならないし、保育士についても保育士は必ず1人は置かなければならないということではないのか。
- (厚生労働省) 保育士及び児童指導員を配置すると省令上、規定されている。
- (高橋部会長) 最低1人は両方とも置かなければいけないということか。
- (厚生労働省) そうである。そのため、もし提案が保育士ゼロでも可能にということであれば、確かに今はそうではない。
- (高橋部会長) 保育士ばかりでも、児童指導員ばかりでもいけない。児童指導員を必ず1人置かなければいけないという、その児童指導員のほうは非常に緩やかに資格が認められているが、一方で保育士というのは大変要件が厳しく、バランスを欠いているのではないか。
- (厚生労働省) その違いというのは、保育士については乳児保育や社会的養護を必修して資格を取得しているため、保育士は1人以上必要である。
- (高橋部会長) 最低要件について、学齢といえども18歳までという幅があり、広範囲の人材を児童指導員と読める一方で、学齢未満はとにかく保育士がやらなければいけないというのは均衡を欠く。そもそもの制度設計上バランスが悪いのではないか。
- (厚生労働省) 保育士というのは固有の専門性があり、社会的養護や乳児保育をおさめているため、1人は配置するということは引き続き必要。ただ、全員保育士でなければならないという仕組みにはなっていないため、自治体の社会的資源を見ながら上手に活用していただければいいと思う。
- (高橋部会長) 現在の状況の中で保育士について幼稚園教諭としていただければ、地域におけるマンパワーをより有効に使えるのではないかという提案だということは理解いただきたい。
- もう一点、保育所及び認定こども園だと結局、現在は幼稚園教諭を保育士とみなすことができるということになっているが、同じような発想はできないのか。
- (厚生労働省) 保育所については待機児童を解消するためのあくまで緊急的、時限的な対応として、当該特例措置をとっており、児童養護施設はどうしても保育所のケアとは異なる固有の専門性もある。入所施設であり、通所ではないという点で、例えば日常生活支援、家事的業務、学習支援、健康観察及び社会生活の準備等の業務があり、保育所で幼稚園教諭を時限的に認めているからといって、一概に児童養護施設も全く同様にすることが適当であるとは今のところ考えていない。
- (伊藤構成員) 児童指導員の資格には幼稚園教諭というのは含まれておらず、大学で教育学を学べば児童指導員として要件を満たすとのことだが、短大卒の幼稚園教諭資格所有者は外れてしまう。そもそこの児童指導員の資格に幼稚園教諭が含まれていない趣旨は何か。
- (厚生労働省) 児童指導員の中に幼稚園教諭が明確に位置づけられていないことについて、深い歴史的な経緯を把握していないため、今後研究するが、基本的に社会福祉や精神保健福祉等から整理をし、その周辺分野についても認めるという流れでこの規定になったのではないかと想像する。結果的に確かに4号には「大学」とあり、短大卒は読めないということになる。
- それ以外に当てはまる可能性があるものとしては、例えば8号や10号等でカバーをすることもあり得ると思うが、幼稚園教諭を明記していないのは、恐らく福祉の法体系で規定してこなかったということだと思う。
- (伊藤構成員) 小学校以上の教諭については規定があり、保育士は専門性ということだが、広い意味で児童福祉及び児童教育にかかわる資格があるので、保育士と幼稚園教諭を一種、代替的に考えていた可能性を感じる。

現行は保育士及び児童指導員ということになっており、幼稚園教諭で保育士を代替することはできないという話だが、社会的養護とか児童福祉に関する研修等をやることによって、幼稚園教諭を配置するという考え方はできないのか。

(厚生労働省) 全く一切検討の余地がないということではないが、現在の児童指導員の仕組みの規定についてどういう対応が可能か、他の施設への影響及び全体の均衡性等の観点から、児童指導員に含める範囲について、有識者の先生方や関係団体の皆様方の意見を聴取し、慎重に検討したい。

(高橋部会長) もともと保育士の部分に幼稚園教諭をという提案だったのではないか。

(小谷参事官) 必ずしもそこまでは言っていないが、保育士に替わって幼稚園教諭を認めることのほかに、児童指導員の中で短大も認める、更には、小学校以上の教諭であれば高等学校の教諭まで認められているため、ここで幼稚園も認める等、いろいろな議論があると思う。おそらく折衝する前に検討して答えを出していただけないかと期待している。人材確保の中で有資格者が必要で、幼稚園教諭を使いたいということで、検討は広くやっていきたいと思う。

(勢一構成員) 今の論点だが、児童指導員に列挙されている資格を見るに、一般的な感覚として児童指導員という仕事の内容に恐らく幼稚園教諭はかなり近い、向いているものの最たる1つだろうと思う。なぜそれが落ちているのか素朴な疑問だ。

どういう経緯で落ちたかは不明ということだが、現状の中で検討して適切ということであれば何らかの形で対応可能ではないかと思うので、検討されたい。

提案団体や追加提案団体では、切実な人員不足の現状があり、人員確保策をしっかりとやらなければ施設自体の存続にかかわってくるという問題意識がある。その点は恐らく国でも把握していると思うが、併せて児童養護施設の小規模化の方向性もあるため、それに対応するという点でも幅広く人材を確保できる形で検討をお願いできればと思う。

(厚生労働省) やはり保育士と幼稚園教諭は全く履修の科目が同じものではないため、基準上、全く同等であり代替可能という形で位置づけるところまでは、難しいと思う。ただ、団体や現場に実情等聴取し、どのような工夫ができるかということ、検討は丁寧に行っていく。

(高橋部会長) 丁寧にはどのようなスケジュール感か。我々も閣議決定の期限がある。

(厚生労働省) 承知した。スケジュールに間に合うようにやる。

(高橋部会長) 間に合うという形でお願いしたいと思う。

(厚生労働省) 検討した上で事務局に答える。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに伝達するようにお願いする。

#### <通番4：放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 個々の提案に御対応いただき感謝申し上げます。放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の参酌化について検討の進捗状況はいかがか。具体的にどのような形で検討されていて、一体どこに検討課題があるのかをお示しいただきたい。

(厚生労働省) 提案募集検討専門部会でも御議論になっていると思うが、例えば障害児への対応や不審者の対応、子どもの安全管理などについては確実に実施する必要があるという点と、地方公共団体の裁量をどの程度まで認めるかという点のバランスの問題ではないかと思っており、それらをどのような形で担保しつつ、バランスを取るかについて、もう少し具体的に検討を進める必要がある。

(高橋部会長) 障害を持った児童への対応に関する議論は、一般的な参酌基準化に関する議論とはレベルが違うものと考えられ、不審者への対応は放課後児童クラブの従事者だけでなく、放課後児童クラブの実施場所周辺の安全対策の話と考えられるため、それらは参酌化との議論とは別で解決が可能な課題ではないか。

(厚生労働省) 今の障害児への対応等は例えば研修に関する話として申し上げたが、参酌化した場合に研修受講義務が制度としては義務付けではないことになる。参酌化する場合には常にある問題だが、ナショナル・ミニマムとすべきなのか、地方の裁量とすべきなのかについて、さらに検討する必要がある。

(高橋部会長) その他の「従うべき基準」の参酌化についてはいかがか。

(厚生労働省) 人員配置基準等についても、同様の課題がある。ただ、地域によって放課後児童クラブに来所する児童数に曜日や時間帯によってバラつきがあるということも認識しているため、バラつきに対する

対応を「従うべき基準」の柔軟化によって対応するのか、参酌基準化として対応するのかについて、さらに精査が必要である。

(伊藤構成員) 安全に対する御懸念や専門性に対する御懸念等があると思うが、実際に放課後児童クラブを運営している地方公共団体が最終的に責任を負うわけであり、参酌化したからといって、非常に住民の方のニーズも高く、社会的にも注目されている放課後児童クラブについて、地方公共団体が運営を疎かにすることはあり得ない。逆に、事故が起きた場合には、当然、地方公共団体が責任を負うことになるので、もう少し現場の運用実態を踏まえて、現場を信用していただきたい。もちろん御懸念は重々承知しているが、仮に参酌化しないという方向になった場合には、同様の提案が毎年五月雨的に出てくる可能性があり、生産的ではないと思われるため、そのことも踏まえて専門的な御検討をお願いしたい。

(厚生労働省) これまで部会等で何度かやり取りをさせていただいて、御指摘は当省も承知しているつもりだが、もう少し精査をさせていただきたい。

(高橋部会長) 去年の閣議決定があるので、今年度中に参酌化に関して検討・結論を得るという話になると思うが、スケジュール感はどのようにお考えか。

(厚生労働省) いずれにしても閣議決定に違反しない、決まった期限に間に合うようにということだが、事務的な調整及びスケジュールも含めて今後、調整させていただきたい。

(高橋部会長) スケジュールを含めて調整するのか。

(厚生労働省) 期限が決まっているため、それに間に合うように当省も早急に検討を進めていきたい。しかしながら、どの時点でどのような内容のものを出すということまでは、事務的な調整が進んでいないため、もう少しお時間をいただきたい。いずれにしても期限に間に合うように検討する。

(伊藤構成員) 検討結果は放課後児童対策に関する専門委員会の最終的な取りまとめで示されるのか。

(厚生労働省) 閣議決定に沿った形で、地方分権の関係は放課後児童対策に関する専門委員会の場では議論しない。あくまでも「地方分権の場」での議論ということになっているため、当該専門委員会で何か議論しているということはない。

(高橋部会長) 我々としては全面的に参酌基準化すべきという話を今後もしていくこととなるが、検討結果として、およそ参酌基準化できないという御回答が出てくることはないという認識でよろしいか。

(厚生労働省) 現時点では予断を持って回答できるような状況にないため、もう少し調整させていただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定の解釈論議を展開しても仕方がないが、「参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と昨年に閣議決定された対応方針に書いてあるということは、何らかの参酌基準化が前提だと解釈できると思料。そういう意味でもおよそ参酌基準化ができないという結論にはならないように再度お願いしたいが、閣議決定をしていても参酌基準化ができないという話か。

(厚生労働省) あまり閣議決定の解釈論をしても仕方がないと思うので、「参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。」といった閣議決定に従って検討を進めたい。

(高橋部会長) 「地方分権の議論の場において」というのはまさにこの場のことではないか。事務局としては「地方分権の議論の場において」というのはどういった解釈か。

(小谷参事官) 御指摘のとおり、基本的にここが「地方分権の議論の場」であるが、事務的には引き続き調整を進めさせていただきたいと考えている。年内に結論を得る必要があるが、まずは2次ヒアリングまでにどこまで検討が進むのか、引き続き調整を続けてさせていただきたい。

(高橋部会長) 地方三団体側の要望も強い話であるため、私の一存で言える話ではないが、2次ヒアリングで十分検討状況が進んでいなければ、特別に提案募集検討専門部会を開催して議論することもあり得るため、年内の閣議決定に向けて結論が出るまで、最後まで諦めずに議論させていただきたいと思っている。いろいろな関係者から御要望があり、貴省が大変な状況にあることについて我々も非常に承知しているが、最後はきちんとした結論を出していただくということで、貴省にもお付き合いいただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)